

写

2 東監発第 3 1 号
令和 2 年 1 2 月 1 日

東 村 山 市 長
東村山市教育委員会教育長
東村山市議会議長

渡 部 尚 様
村 木 尚 生 様
熊 木 敏 己 様

東村山市監査委員 赤 木 盛 一
東村山市監査委員 土 田 士 朗
東村山市監査委員 伊 藤 真 一

令和 2 年度第 1 回定期監査の結果報告について

地方自治法第 1 9 9 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づき監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果を別紙のとおり報告します。

指摘事項については、措置を講じたうえ再発防止のため、職員研修や定期的な打ち合わせ等において周知し、事務統一を行うよう願います。また、措置を講じたときは、同条第 1 4 項の規定により通知願います。

定期監査結果報告書

本監査は、東村山市監査基準に準拠し実施した。

第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく監査

第2 監査の対象

対象所管課	健康福祉部保険年金課、教育部公民館、ふるさと歴史館
監査の範囲	令和2年4月1日から令和2年8月31日までに執行された財務に関する事務及び経営に係る事業の管理

第3 監査の着眼点

監査にあたっては、主に次の事項が適正に行われているかどうかを観点とした。

- (1) 収入事務はその根拠となる法令、規則等に適合しているか
- (2) 予算の執行は適正に行われているか
- (3) 契約事務はその根拠となる法令、規則等に適合しているか
- (4) 財産（施設、備品等）は適切に管理、使用されているか
- (5) 郵券の受払い、管理は適切に行われているか
- (6) その他 財務及び事務事業に関する必要事項

第4 監査の主な実施内容

対象所管課から関係資料、証拠書類の提出を求めるとともに書面及び実査を行い、必要に応じ関係職員の説明を聴取し監査を実施した。

第5 監査の実施場所及び日程

期間：令和2年9月1日から令和2年11月25日まで

実施内容	実施場所	日 程
実 査	対象所管課	令和2年10月5日、6日
説明聴取	監 査 室	令和2年11月5日
講 評	監 査 室	令和2年11月25日

第6 監査の結果

概ね適正に処理されていると認められたが、一部検討を要する項目が見受けられたので意見・要望事項を含め以下の通り記述する。

保険年金課

1 指摘事項

委託業務契約1件の仕様書において、業務内容が不明確なものが見受けられた。当事者以外の者が読んでも誤解したり、理解しづらいことのないよう明確な記述に改められたい。

2 意見・要望事項

国民健康保険事業特別会計健全化について、令和2年度に都の標準保険料率参考に保険税の改定により歳入を確保するとともに、第2期データヘルス計画を推進し医療給付費の抑制に努めている。

具体的には、ジェネリック医薬品の差額通知、節薬（せつやく）バッグの配布、受診行動の適正化として頻回受診者への訪問指導により、保険給付の抑制が図られていた。糖尿病性腎症の重症化予防事業により、糖尿病性腎症に起因する透析者割合が、平成30年度の全透析者（137人）の約65.7%（90人）に対し、令和元年度は、全透析者（132人）の約61.3%（81人）となっており、新規透析者数の減少傾向が効果として確認された。また、生活習慣病の早期発見、発症予防策である、若年層健康診査の受診率は約21%と横ばいの状況であり、目標受診率25%に向け対象者への動機づけが課題である。

これらの取り組みを、医師会、薬剤師会、市内の薬局との連携により行っていることは評価できる。今後とも医療費適正化に向け保健衛生部局や介護部局とも連携を密にし、積極的に取り組んでいかれることを望む。

公民館

1 指摘事項

(1) 印刷機のインク実費の徴収について

印刷機を利用した団体から徴収するインク実費について、徴収額の誤りが3件見受けられた。教育委員会規則について職員における共通認識を持ち、適切に徴収されたい。

(2) 書類の不備について

契約関係等の書類において、文書番号や決裁日の記載漏れのほか、仕様書内容の記載誤り等の不備が散見された。決裁の際には確認を確実にを行い、適切に事務処理をなされたい。

2 意見・要望事項

施設の利用条件を緩和するなど、市民ニーズに対応した事業展開を進めてきた点は評価できる。先進市の事例も参考にしながら、より効果的な「公民館」の運営形態について、今後も研究を継続されるよう望む。

ふるさと歴史館

1 指摘事項

監査を実施した範囲においては、法令等に従い、適正かつ効率的に執行されているものと認められた。

2 意見・要望事項

令和2年9月30日に国の重要文化財の指定を受けた下宅部遺跡出土品をはじめとした収蔵品や、無形民俗文化財であるまつりばやしなどは、東村山市にとって極めて貴重な教育・文化の財産である。学校教育所管と連携し、小中学校の授業の一環として見学する機会を設けたり、他の部署や機関と連携し、市の大規模イベントである市民産業まつりなどで広報するなど、市内外へ広く認識され、後世に伝承されるようご尽力されたい。